

核兵器禁止条約と非核化への道

神奈川大学法学部教授 山崎 公士

『核兵器のない世界』の実現に向け、粘り強く努力を重ねていく。(核兵器保有国と非保有国の協力を求め、)わが国は双方の橋渡しに努め、国際社会の取り組みを主導していく決意だ。今年8月6日、広島市の平和記念式典で安倍晋三首相はこのように述べた。しかし、昨年7月に国連で採択された核兵器禁止条約には触れず、「近年、核軍縮の進め方について、各国の考え方の違いが顕在化している」と述べるにとどめた。

◆世界の核兵器

ストックホルム戦略研究所(SIPRI)によれば、今年1月現在、米ロ英仏中とインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の計9か国が持つ核弾頭数は14,465発で、前年より470発減ったという。このうち9割以上を占めるのが米ロ両国である。米ロによる削減で全体の減少傾向は続いているが、決定的な核軍縮は進んでいない。しかし、これまで非核化に向けた歩みはまったくなかったわけではない。

◆非核化に向けた歩み

1970年、核不拡散条約(NPT)が発効し、日本も1976年に批准した。締約国は191か国・地域(2018年8月現在)で、インド、パキスタン、イスラエル、南スーダンが非締約国である。北朝鮮は2003年に脱退を宣言したが、締約国から認められていない。この条約は、1967年1月以前に核兵器を製造・爆発させた米ロ英仏中の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」はそれ以外の国に核兵器を拡散させない義務を負う。非「核兵器国」は核兵器の製造・取得等が禁止される。ただし、締約国には原子力平和利用の権利が認められる。なお、1995年5月、この条約の無期限延長が決定された。

2011年に発効した米ロ間の新戦略兵器削減条約(新START条約)は、条約の発効から7年以内に、米ロが各々核弾頭上限合計数を1550発に、運搬手段上限合計数を800基・機に削減することを約束した。今年2月5日、両国はこの削減目標を達成したと発表し、日本はこれを歓迎した。

非核兵器地帯条約も複数成立している。トラテロコ条約(ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1968年発効)、ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約、

1986年発効)、バンコク条約(東南アジア非核地帯条約、1997年発効)、ペリンドバ条約(アフリカ非核地帯条約、2009年発効)、そして中央アジア非核地帯条約(2009年発効)である。これらの非核地帯条約は、①核兵器の開発、保有、配備、使用等を禁じ、核兵器が存在しない状況を地域内に創り、②核保有国に地域内での核兵器の使用や使用の威嚇を禁じることで、地帯内の国家に「消極的安全保証」を与えるものである。

核不拡散条約は締約国に誠実に核軍縮交渉をする義務を課している。また、1996年には、「核兵器の使用または威嚇の合法性事件」に関する勧告的意見で、国際司法裁判所は核軍縮交渉を完結させる諸国の義務を示した。しかし、今日まで、決定的な非核化は実現していない。むしろ、トランプ米大統領は核戦力を増強する意向を示しており、今年6月の米朝首脳会談後も、北朝鮮の非核化に向けた行程は極めて不透明である。核兵器禁止条約はこうした手詰まり状況を打破する可能性を秘めている。

◆核兵器禁止条約の成立

核兵器の禁止に関する条約(核兵器禁止条約)は2017年7月7日に国連会議で採択された。この会議には130か国以上と国際機関やNGOなどが参加した。米ロ英仏中の五大核保有国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、さらに「核の傘」の下にある日韓豪加独などはこの会議に参加しなかった。ただし、オランダは「核の傘」に依存する国だが参加した。

◆核兵器禁止条約の内容

核兵器禁止条約は、前文と20か条からなる。前文第2項は、核兵器の使用からもたらされる壊滅的な人道上の結末に深く憂慮し、核兵器の廃絶が必要でありかつそれが核兵器の不使用を保証する唯一の方法であるとの認識を示す。第4項は、核兵器の壊滅的な結末が適切に対処しえず、国境を越えてさまざまな重大な影響を及ぼすことを明記する。なお、前文第6項と第24項では、核兵器使用の被害者を指す言葉として、「ヒバクシャ(hibakusha)」が用いられている。このように、条約は「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらす」と考える「核軍縮に対する人道的アプローチ」に強

く影響されている。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発・実験・生産・製造・保有・貯蔵等を禁止し、また保有する核兵器の全廃を義務づける。さらに、核兵器を使用すると「威嚇」することも禁じている。これは、核抑止の考え方を明確に否定するものである。「威嚇」を明示するかどうかは、核保有国だけでなく、「核の傘」に依存する国々にも影響を及ぼすため争点とされたが、最終的に盛り込まれた。

この条約はすべての国に開かれた画期的な条約である。50か国が批准または加入すれば発効するが、今年8月時点で、60か国が署名し、14か国・地域（タイ、ベトナム、ニュージーランド、パラオ、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、メキシコ、ニカラグア、ウルグアイ、ベネズエラ、オーストリア、バチカンおよびパレスチナ〔地域〕）が批准している。日本は署名もしていない。

なお、この条約の成立のため中心的な役割を果たした国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」は、2017年のノーベル平和賞を受賞した。

◆日本の立場

ところで、日本は核兵器禁止条約の交渉過程に参画せず、また未だ署名・批准していない。なぜ被爆国の日本がこうした立場をとるのだろうか。政府は条約に賛成できないのは、①北朝鮮による核開発の脅威の中、同盟国アメリカの「核の傘」の下で安全を保障されており、②核軍縮は、核保有国と非保有国が一緒になって段階的に進める必要があり、条約はこの趣旨になじまないからと説明する。

◆識者の見解

核兵器禁止条約については、さまざまな見解が示されている。安全保障を米国の核抑止力に依存する日本は核兵器禁止条約に加入できず、核兵器禁止条約は核兵器の保有国と非保有国の対立を深める（京都大学・浅田正彦教授）。核軍縮に関する実効性を期待できない（日本国際問題研究所・戸崎洋史主任研究員）。

他方で、条約の批准に前向きな見解もある。条約により「核兵器に『汚名』を着せ、非合法化を図ること」で「核保有国やその同盟国の市民や世論」に影響が及び長期的に核軍縮を推進する効果がある（大阪女学院大学・黒澤満教授）。短期的に核保有国が条約に加入しなくても、締約国が100か国を超えるようなら締約国以外にも「事実上の拘束力」を有することになる（ピースボート・川崎哲共同代表）。

◆核抑止力とアメリカの「核の傘」

日本政府は、「日米安保体制の下、米国が有する核戦力と通常戦力の総和としての軍事力が、我が国に対する核兵器によるものを含む攻撃を抑止するものと考えている」（政府答弁書）。これは典型的な核抑止論である。核兵器を持つことで、他の核保有国による攻撃（通常兵器によるものも含め）を未然に防ぎ、共倒れを回避するという理屈である。

しかし、日常的に核戦争を準備しておかないと核抑止力は維持できないため、偶発的使用を含め、核兵器爆発の危険性は排除できない。核爆発の危険性を完全に絶つ唯一の途は、核兵器の完全廃棄である。

◆核廃絶に向けて — 市民ができること

日本は、世界で唯一の被爆国として、核廃絶を国際世論に強く訴えることができる特別な存在である。日本政府も、「核兵器のない世界」を目指すことを日本の責務と位置づけている。この点にまったく異論はない。しかし、「核抑止論」の呪縛から、特別な存在である日本は本来の「責務」を果たせず、袋小路の隅でうずくまっている。

ICANのベアトリス・フィン氏の2017年ノーベル平和賞受賞講演に耳を傾けてみよう。「私たち市民は、偽りの傘の下に生きています。核兵器は私たちを安全になどしていません。核兵器は私たちの土地や水を汚染し、私たちの体に毒を与え、私たちの生きる権利を人質に取っているのです。世界のすべての市民に呼びかけます。私たちと共に、あなたの政府に対して、人類の側に立ち核兵器禁止条約に署名するよう要求してください。私たちは、すべての国の政府が理性の側に立ちこの条約に参加するまで活動し続けます。」

北朝鮮の核開発をめぐって、核の脅威と核廃絶の必要性が頻りに報道された。しかし、米朝首脳会談後、この話題はあまり注目されなくなった。われわれの生きる権利を継続的・構造的に人質とする核兵器の存在は、日常の中に埋没し、忘れられがちである。核兵器禁止条約に消極的な姿勢を見せる日本政府にとっては、都合のいい状況であろう。

来年の参院選など各級選挙で、全候補者向けに核兵器禁止条約の批准に賛成か反対かを問うアンケートを実施し、選挙民の注意を喚起したり、「核の傘」の下にあるとされる国の市民同士が連帯し、それぞれの置かれた国際環境の中での「核抑止力」の現実を見つめ直すなど、ささやかだが着実な手立ては少なくないであろう。

（やまざき こうし）